

改正

平成六年一二月二二日三重県条例第五二号
平成八年三月二七日三重県条例第二〇号
平成九年三月二五日三重県条例第四三号
平成一一年三月一九日三重県条例第八号
平成一二年三月二四日三重県条例第三〇号
平成一三年三月二七日三重県条例第三五号
平成一四年三月二六日三重県条例第三四号
平成一六年三月二三日三重県条例第三四号
平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号
平成一八年六月三〇日三重県条例第六六号
平成一九年三月二〇日三重県条例第三号
平成一九年七月四日三重県条例第五二号
平成二二年三月二九日三重県条例第一二号
平成二五年三月二九日三重県条例第五三号
平成二六年三月二七日三重県条例第六八号
平成二七年三月二七日三重県条例第一号
平成二九年三月二八日三重県条例第三四号
平成三一年三月一八日三重県条例第四七号

三重県総合文化センター条例をここに公布する。

三重県総合文化センター条例

(設置)

第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 三重県文化会館
- 二 三重県生涯学習センター
- 三 三重県男女共同参画センター

四 三重県立図書館

(事業)

第二条 センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 別表第一に規定する事業のうち三重県立図書館に係るものを除く事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備並びに備品（以下「センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事又は教育委員会のみ権限に属するものを除く業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事等が別に定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事等は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第六条の二 知事等は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事等の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事等がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定等の告示)

第七条 知事等は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
 - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第八条 知事等は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項
(業務状況の聴取等)

第十条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事等による管理)

第十一条 知事等は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により知事等が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(開館時間等)

第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、三重県立図書館の開館時間を変更することができる。

2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、センター（三重県立図書館を除く。）の開館時間及び利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、三重県立図書館の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、前項に規定するセンター（三重県立図書館を除く。）の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第十四条 別表第二に掲げるセンターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 別表第二に掲げるセンターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、別表第二に掲げるセンターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、別表第二に掲げるセンターの施設等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者等に対する指示）

第十六条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第十八条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納入）

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込を取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(手数料)

第二十五条 三重県立図書館において、マイクロフィルム複写を必要とする者は、一枚につき五十円の手数料を納めなければならない。

(他の条例との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成六年十月七日から施行する。
- 2 三重県文化会館条例（昭和三十九年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

旧三重県文化会館条例

第一条中「三重県文化会館」を「旧三重県文化会館」に改める。

- 3 三重県立図書館条例（昭和三十九年三重県条例第四十八号）は、廃止する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二十七日三重県条例第二十号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、平成八年四月一日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第四十三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第三十号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日三重県条例第三十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。（平成十六年五月三重県規則第四十六号で、同十六年十月一日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県総合文化センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の後新条例第三条第一項の規定により最初に指定を受けたものがセンターの管理を行う期間は、新条例第五条の規定にかかわらず、当該指定を受けた日から起算して三年以内

において規則で定める期間とする。(平成十六年五月三重県規則第四十七号で、二年六月とする。)

(準備行為)

- 6 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則 (平成十八年六月三十日三重県条例第六十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。(後略)
(出納長等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定(中略)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成十九年七月四日三重県条例第五十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十九日三重県条例第十二号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十三号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十八号)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県総合文化センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則 (平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第三十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条第二号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 別表第三の三の表の改正規定 平成二十九年十月一日

（準備行為）

2 この条例による改正後の三重県総合文化センター条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前において、三重県総合文化センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により改正後の条例別表第三の三の表に規定する区分による第二号施行日以後の利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、第二号施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第四十七号）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県総合文化センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例によ

る改正後の三重県総合文化センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表第一（第二条関係）

施設	事業
三重県文化会館	<ul style="list-style-type: none"> 一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。 二 ホール、ギャラリー等を利用に供すること。 三 その他文化芸術の振興に関する事業を行うこと。
三重県生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。 二 生涯学習に関する調査研究、指導者の研修、講座の開設等を行うこと。 三 視聴覚教育に関する機器及び教材を整備し、利用に供すること。 四 研修室、視聴覚室等を利用に供すること。 五 その他生涯学習の振興に関する事業を行うこと。
三重県男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 男女共同参画に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。 二 男女共同参画に関する学習、研修等を行うこと。 三 男女共同参画に関する調査研究を行うこと。 四 セミナー室、多目的ホール等を利用に供すること。 五 その他男女共同参画の促進を図るために必要な事業を行うこと。
三重県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> 一 図書、記録その他必要な資料及び情報を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。 二 市町立図書館等に対し、図書館運営等に係る援助を行うこと。 三 市町立図書館等との間にネットワークを構築し、資料及び情報の提供等を行うこと。 四 図書館サービスに関する調査研究を行うこと。 五 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
センター共通部分	<ul style="list-style-type: none"> 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこ

	れらに必要な場所を利用に供すること。
--	--------------------

別表第二（第十二条、第十四条関係）

施設	区分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 ワークショップ 楽屋	午前九時から午後十時まで
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後七時まで
三重県生涯学習センター	視聴覚室 研修室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで
三重県男女共同参画センター	多目的ホール 特別会議室 セミナ一室 セッションルーム 生活工房	午前九時から午後九時まで
	和室 茶室 フィットネスルーム	
	その他の場所	午前九時から午後五時まで

別表第三（第十一条、第十八条関係）

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区分			金額（円）		
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで
入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	七六、八八〇	一一五、三二〇	一五三、七八〇	
	一部使用（客席のうち一階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	四八、〇四〇	七一、七五〇	九六、一〇〇	
	その他のとき	五一、二五〇	七六、八八〇	一〇二、五二〇	

大ホール	平日		一部使用のとき	三二、〇二〇	四八、〇四〇	六四、〇七〇	
		入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき		一〇二、五二〇	一五三、七八〇	二〇五、〇四〇
				一部使用のとき	六四、〇七〇	九六、一〇〇	一二八、一四〇
			その他のとき		七六、八八〇	一一五、三二〇	一五三、七八〇
				一部使用のとき	四八、〇四〇	七一、七五〇	九六、一〇〇
		入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一二八、一四〇	一九二、二二〇	二五六、三〇〇	
			一部使用のとき	七九、四五〇	一一九、一七〇	一五八、九〇〇	
			入場料の額が五千一円以上の場合	一五三、七八〇	二三〇、六六〇	三〇七、五七〇	
			一部使用のとき	九六、一〇〇	一四四、一六〇	一九二、二二〇	
		土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき		九六、一〇〇	一四四、一六〇
	一部使用のとき				五九、五八〇	八九、〇四〇	一一九、一七〇
	その他のとき				六四、〇七〇	九六、一〇〇	一二八、一四〇
				一部使用のとき	三九、七二〇	五九、五八〇	七九、四五〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき		一二八、一四〇	一九二、二二〇	二五六、三〇〇
一部使用のとき				七九、四五〇	一一九、一七〇	一五八、九〇〇	
その他のとき				九六、一〇〇	一四四、一六〇	一九二、二二〇	

			一部使用のとき	五九、五八〇	八九、〇四〇	一一九、一七〇	
		入場料の額が三千円以上五千円以下の 場合		一六〇、一八〇	二四〇、二八〇	三二〇、三八〇	
			一部使用のとき	九九、三一〇	一四八、六五〇	一九八、六二〇	
		入場料の額が五千円以上の場合		一九二、二二〇	二八八、三三〇	三八四、四五〇	
			一部使用のとき	一一九、一七〇	一七八、七六〇	二三八、三六〇	
中 ホ ール	平日	入場料を徴収しない 場合及び入場料の額 が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的 とする催物のとき	三八、四三〇	五七、六六〇	七六、八八〇	
			その他のとき	二五、六一〇	三八、四三〇	五一、二五〇	
		入場料の額が千円 以上三千円以下の場 合	営利又は宣伝を目的 とする催物のとき	五一、二五〇	七六、八八〇	一〇二、五二〇	
			その他のとき	三八、四三〇	五七、六六〇	七六、八八〇	
		入場料の額が三千円以上五千円以下の 場合			六四、〇七〇	九六、一〇〇	一二八、一四〇
		入場料の額が五千円以上の場合			七六、八八〇	一一五、三二〇	一五三、七八〇
	土曜 日、日 曜日 及び 休日	入場料を徴収しない 場合及び入場料の額 が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的 とする催物のとき	四八、〇四〇	七三、〇四〇	九六、一〇〇	
			その他のとき	三二、〇二〇	四八、六八〇	六四、〇七〇	
		入場料の額が千円 以上三千円以下の場 合	営利又は宣伝を目的 とする催物のとき	六四、〇七〇	九七、三八〇	一二八、一四〇	
			その他のとき	四八、〇四〇	七三、〇四〇	九六、一〇〇	
入場料の額が三千円以上五千円以下の 場合			八〇、〇九〇	一二一、七三〇	一六〇、一八〇		

		入場料の額が五千円以上の場合	九六、一〇〇	一四六、〇九〇	一九二、二二〇	
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、五二〇	一七、二九〇	二三、〇四〇
			その他のとき	七、六七〇	一一、五二〇	一五、三六〇
		入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一五、三六〇	二三、〇四〇	三〇、七四〇
			その他のとき	一一、五二〇	一七、二九〇	二三、〇四〇
		入場料の額が三千円以上五千円以下の場合		一九、二一〇	二八、八二〇	三八、四三〇
		入場料の額が五千円以上の場合		二三、〇四〇	三四、五九〇	四六、一一〇
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一三、四五〇	二一、一四〇	二八、八二〇
			その他のとき	八、九五〇	一四、〇九〇	一九、二一〇
		入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、九三〇	二八、一八〇	三八、四三〇
			その他のとき	一三、四五〇	二一、一四〇	二八、八二〇
入場料の額が三千円以上五千円以下の場合			二二、四〇〇	三五、二三〇	四八、〇四〇	
入場料の額が五千円以上の場合			二六、九〇〇	四二、二八〇	五七、六六〇	
第一リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、二四〇	一五、三六〇	二〇、五〇〇	
		その他の場合	五、一一〇	七、六七〇	一〇、二四〇	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一二、八〇〇	一九、二一〇	二五、六一〇	
		その他の場合	六、三九〇	九、五九〇	一二、八〇〇	
第二	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七、六七〇	一一、五二〇	一五、三六〇	

リハ		その他の場合	三、八三〇	五、七五〇	七、六七〇
一サ ル室	土曜	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八、九五〇	一四、〇九〇	一九、二一〇
	日、日 曜日 及び 休日	その他の場合	四、四七〇	七、〇四〇	九、五九〇
ワークショップ			二、四三〇	三、六四〇	四、八六〇
楽屋一及び楽屋二			二、五四〇	三、八三〇	五、一一〇
楽屋三から楽屋八まで			八九〇	一、二六〇	一、七八〇
楽屋九			二、一六〇	三、一八〇	四、三四〇
楽屋十			一、五三〇	二、二九〇	三、〇五〇
楽屋十一			八九〇	一、二六〇	一、七八〇
楽屋十二及び楽屋十三			二、五四〇	三、八三〇	五、一一〇
楽屋十四から楽屋十八まで			八九〇	一、二六〇	一、七八〇
楽屋十九			五〇〇	七六〇	一、〇一〇
楽屋二十			一、六五〇	二、五四〇	三、三三〇
楽屋二十一及び楽屋二十二			八九〇	一、二六〇	一、七八〇
楽屋二十三			六〇〇	九一〇	一、二二〇
楽屋二十四			七一〇	一、〇六〇	一、四二〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切

り捨てた額)とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分(三十分未満のときは、三十分とする。)当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている利用時間の一時間当たりの額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分				金額(円)		
				午前九時から正 午まで	午後一時から午 後五時まで	午後六時から午 後九時まで
第一 ギャ ラリ ー	平日	全部使 用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五三、八一〇	六九、一八〇	六九、一八〇
			その他の場合	一七、九三〇	二三、〇四〇	二三、〇四〇
		二分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	二六、九〇〇	三四、五九〇	三四、五九〇
			その他の場合	八、九五〇	一一、五二〇	一一、五二〇
	土曜 日、日 曜日 及び 休日	全部使 用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六五、三五〇	八二、六五〇	八二、六五〇
			その他の場合	二一、七八〇	二七、五四〇	二七、五四〇
		二分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三二、六六〇	四二、二八〇	四二、二八〇
			その他の場合	一〇、八八〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇
第二 ギャ	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三八、四三〇	四八、〇四〇	四八、〇四〇	

ラリ		その他の場合	一二、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
一	土曜日、日曜日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四六、一一〇	五七、六六〇	五七、六六〇
		その他の場合	一五、三六〇	一九、二一〇	一九、二一〇
レセプションルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七一、七五〇	九二、二五〇	九二、二五〇
		その他の場合	三五、八七〇	四六、一一〇	四六、一一〇
	土曜日、日曜日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八四、五七〇	一一一、四七〇	一一一、四七〇
		その他の場合	四二、二八〇	五五、七三〇	五五、七三〇
大会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三〇、七四〇	三五、八七〇	三五、八七〇	
	その他の場合	一五、三六〇	一七、九三〇	一七、九三〇	
中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	九、七二〇	一一、五二〇	一一、五二〇	
	その他の場合	四、八六〇	五、七五〇	五、七五〇	
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、六二〇	六、一三〇	六、一三〇	
	その他の場合	二、八〇〇	三、〇五〇	三、〇五〇	

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切

り捨てた額) とする。

三 三重県生涯学習センター

区分		金額 (円)		
		午前九時から正 午まで	午後一時から午 後五時まで	午後六時から午 後九時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合	一六、九〇〇	一九、七一〇	一九、七一〇
	その他の場合	八、四四〇	九、八四〇	九、八四〇
大研修室	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合	一三、八二〇	一六、一三〇	一六、一三〇
	その他の場合	六、九一〇	八、〇六〇	八、〇六〇
中研修室	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合	七、一六〇	八、一九〇	八、一九〇
	その他の場合	三、五八〇	四、〇九〇	四、〇九〇
四階小研修 室一	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合	四、五九〇	五、六二〇	五、六二〇
	その他の場合	二、二九〇	二、八〇〇	二、八〇〇
四階小研修 室二	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合	四、二三〇	五、一七〇	五、一七〇
	その他の場合	二、一一〇	二、五八〇	二、五八〇
二階小研修 室	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合	四、五九〇	五、六二〇	五、六二〇
	その他の場合	二、二九〇	二、八〇〇	二、八〇〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切

り捨てた額) とする。

四 三重県男女共同参画センター

区分			金額 (円)			
			午前九時から正 午まで	午後一時から午 後五時まで	午後六時から午 後九時まで	
多 目 的 ホ ール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、五二〇	一七、二九〇	一七、二九〇
			その他のとき	七、六七〇	一一、五二〇	一一、五二〇
		入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一五、三六〇	二三、〇四〇	二三、〇四〇
			その他のとき	一一、五二〇	一七、二九〇	一七、二九〇
		入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一九、二一〇	二八、八二〇	二八、八二〇
		入場料の額が五千一円以上の場合		二三、〇四〇	三四、五九〇	三四、五九〇
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一三、四五〇	二一、一四〇	二一、一四〇
			その他のとき	八、九五〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇
		入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、九三〇	二八、一八〇	二八、一八〇
			その他のとき	一三、四五〇	二一、一四〇	二一、一四〇

		入場料の額が三千円以上五千円以下の場合	二二、四〇〇	三五、二三〇	三五、二三〇
		入場料の額が五千円以上の場合	二六、九〇〇	四二、二八〇	四二、二八〇
特別 会議 室	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合		一一、二七〇	一三、八二〇	一三、八二〇
	その他の場合		五、六二〇	六、九一〇	六、九一〇
セミ ナー 室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合		一一、〇一〇	一三、〇五〇	一三、〇五〇
	その他の場合		五、五〇〇	六、五一〇	六、五一〇
セミ ナー 室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合		五、一一〇	五、八七〇	五、八七〇
	その他の場合		二、五四〇	二、九三〇	二、九三〇
セミ ナー 室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合		一一、〇一〇	一三、〇五〇	一三、〇五〇
	その他の場合		五、五〇〇	六、五一〇	六、五一〇
セッ ショ ンル ーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合		一、〇六〇	一、二二〇	一、二二〇
	その他の場合		五三〇	六一〇	六一〇
生活 工房	全部使用	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	一三、五七〇	一五、六二〇	一五、六二〇
		その他の場合	六、七八〇	七、八〇〇	七、八〇〇
	三分の二使用	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	九、二〇〇	一〇、七五〇	一〇、七五〇
		その他の場合	四、五九〇	五、三七〇	五、三七〇
三分の一使用	営利又は宣伝を	四、五九〇	五、三七〇	五、三七〇	

		目的とする催物の場合			
		その他の場合	二、二九〇	二、六八〇	二、六八〇
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		四、三四〇	五、一一〇	五、一一〇
	その他の場合		二、一六〇	二、五四〇	二、五四〇
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一六、六五〇	一九、二一〇	一九、二一〇
	その他の場合		八、三一〇	九、五九〇	九、五九〇
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		五、八七〇	六、六六〇	六、六六〇
	その他の場合		二、九三〇	三、三三〇	三、三三〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき四〇、三三〇円（その

額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき四〇、三三〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 四七、一四〇円

改正

平成二六年三月二七日三重県条例第五七号

平成二九年三月二八日三重県条例第三〇号

平成三一年三月一八日三重県条例第三七号

令和元年七月二日三重県条例第九号

令和五年三月二〇日三重県条例第四号

三重県総合博物館条例をここに公布します。

三重県総合博物館条例

(設置)

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

- 一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。
- 二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。
- 三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。
- 四 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

(指定管理者による管理)

第三条 博物館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以

下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主として博物館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、博物館の管理に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 博物館の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、博物館の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

- 2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、博物館を最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（選定委員会）

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、博物館の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定等の告示）

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（協定の締結）

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 博物館の管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（事業報告書の作成及び提出）

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該

年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 博物館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 博物館の管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、博物館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
(業務状況の聴取等)

第十一条 教育委員会は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十二条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(休館日)

第十三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(開館時間等)

第十四条 博物館の開館時間（次項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館できる時間（次項において「入館時間」という。）は、午後四時三十分までとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。

(指示)

第十五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第十七条の手續をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第十八条の許可を受けた者をいう。第二十一条及び第二十三条において同じ。）、施設等の利用者（第十九条の許可を受けた者をいう。第二十一条及

び第二十三条において同じ。) その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(入館の制限)

第十六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は前条の指示に従わなかった者

(観覧の手続)

第十七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手続をしなければならない。

(博物館資料の閲覧等の許可)

第十八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の利用の許可)

第十九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第二十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第十八条の許可を与えないことができる。

3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し)

第二十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当

するときは、第十八条若しくは第十九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用したとき。
- 三 暴力団の利益になると認められるとき。
- 四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第十五条の指示に従わなかったとき。

(観覧料)

第二十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第二十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、第十八条又は第十九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第二十四条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十五条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十六条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、博物館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(博物館協議会)

第二十七条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第二十八条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（会長及び副会長）

第二十九条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第三十条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（罰則）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条の指示に従わなかった者
- 二 第十六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者
- 三 第十七条の手續をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者
- 四 第十八条の許可を受けないで博物館資料の閲覧、撮影等を行った者
- 五 第十九条の許可を受けないで施設等を利用した者

六 第二十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者

(他の条例との関係)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第三十三条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。（平成二十六年二月三重県規則第三号で、同二十六年四月十九日から施行）ただし、附則第三項の規定は公布の日から、附則第四項の規定は同年四月一日から施行する。

(三重県立博物館条例の廃止)

2 三重県立博物館条例（昭和三十九年三重県条例第四十九号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(観覧料の納付の特例)

4 平成二十六年四月一日から附則第一項本文に規定する規則で定める日の前日までの間において、知事は、別表第二に規定する観覧料であつて企画展示及び特別企画展示に係るものに限り、第十二条の規定の例により納付させることができる。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第五十七号）

この条例は、三重県総合博物館条例の施行の日から施行する。ただし、附則第一項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第三十号）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の三重県総合博物館条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第三十七号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県総合博物館条例第十八条又は第十九条に規定する許可を受けたもの又は改正前の第二十二条の規定により同条第一項の観覧料を納付したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月二日三重県条例第九号）

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県総合博物館条例第十九条の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月二十日三重県条例第四号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第二十二条関係）

区分	観覧料			
	基本展示		企画展示及び特別企画展示	年間パスポート券による観覧
	個人	団体		
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	—	—	展示等を行うのに要する費用を勘案してその都	—
大学生及びこれに準ずる者	三一〇円	二四〇円	度知事が定める額	一、〇四〇円
一般	五二〇円	四一〇円		一、六七〇円

備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員（団体の引率者を含む。）一人当たりの観覧料をいう。
- 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
- 三 年間パスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間において、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。

別表第二（第二十三条関係）

区分	使用料
----	-----

博物館資料	一回につき、一点五、二三〇円以下の範囲内において知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、九八〇円
レクチャールーム	一時間につき一、七六〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

改正

平成元年三月二九日三重県条例第二〇号
平成四年三月二七日三重県条例第二一号
平成六年一二月二二日三重県条例第五二号
平成九年三月二五日三重県条例第三八号
平成一一年三月一九日三重県条例第八号
平成一一年一二月二四日三重県条例第六五号
平成一五年三月一七日三重県条例第二五号
平成二四年三月二七日三重県条例第三七号
平成二五年一二月二七日三重県条例第九三号
平成二六年三月二七日三重県条例第五九号
平成二九年三月二八日三重県条例第三一号
平成三一年三月一八日三重県条例第三九号
令和五年三月二〇日三重県条例第四号

三重県立美術館条例をここに公布する。

三重県立美術館条例

(設置)

第一条 三重県立美術館（以下「美術館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 美術館においては、次の事業を行う。

- 一 美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を行うこと。
- 三 別表第二に掲げる美術館の施設及び設備（以下「講堂等」という。）を美術に関する展覧会等のために使用させること。
- 四 別表第三に掲げる美術館の施設及び設備（以下「県民ギャラリー等」という。）を美術に関する展覧会等のために利用に供すること。
- 五 美術に関する学術研究及び調査を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

（指定管理者による管理）

第三条 美術館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として美術館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 県民ギャラリー等の利用の許可等に関する業務
- 二 第二十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 三 美術館の施設又は設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 四 前号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 美術館の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、美術館の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図

ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、美術館を最も効果的に管理することができる
と認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定
管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総
数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認め
た場合は、この限りでない。

4 委員は、美術館の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則
で定める。

(指定等の告示)

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定め
て管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 知事は、第二十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものと
する。

(協定の締結)

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 美術館の管理に関する事項

- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 美術館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第二十二條第一項に規定する観覧料の納付の実績
- 三 第二十八條第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 四 美術館の管理の業務に係る経費の収支状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
(業務状況の聴取等)

第十一条 教育委員会は、美術館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
(教育委員会による管理)

第十二条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第二十九条から第三十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十九条から第三十一条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。
(休館日)

第十三条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

三 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
（開館時間等）

第十四条 美術館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

（指示）

第十五条 館長は、施設等及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第十九条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第十六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

一 めいてい者等他人に迷惑となる行為をするおそれのある者

二 美術資料、施設等を損傷するおそれのある者

（観覧の手続）

第十七条 美術館において美術資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧手続をしなければならない。

（模写等の許可）

第十八条 美術館に展示し、又は保管している美術資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用の許可）

第十九条 第二条第三号の規定により講堂等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（許可の条件等）

第二十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれのあるとき。
- 二 講堂等を損傷するおそれのあるとき。
- 三 美術館の事業の実施に支障をきたすおそれのあるとき。

2 教育委員会は、前二条の許可に美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第二十一条 教育委員会は、第十八条又は第十九条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して、模写等をし、又は使用したとき（第十八条又は第十九条の許可を受けた者以外の者に模写等をさせたとき、又は使用をさせたときを含む。）。
- 三 前条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 四 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第十五条の指示に従わなかつたとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。

(観覧料)

第二十二条 美術館において、美術資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第二十三条 使用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第二十四条 第二条第四号の規定により県民ギャラリー等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 県民ギャラリー等を利用することができる時間は、午前九時から午後五時までとする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 県民ギャラリー等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第二十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。

4 指定管理者は、美術館の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第二十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、県民ギャラリー等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者等に対する指示）

第二十六条 指定管理者は、美術館の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第三十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第二十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

四 暴力団の利益になると認められるとき。

五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

六 公益上必要があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した県民ギャラリー等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第二十八条 指定管理者は、県民ギャラリー等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納入）

第二十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第三十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第三十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により県民ギャラリー等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（原状回復義務）

第三十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなつた施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第三十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第三十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、美術館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（罰則）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条の指示に従わなかつた者
- 二 第十六条の入館の拒否又は退館命令に従わなかつた者
- 三 第十七条の規定による手続をしないで観覧をした者

- 四 第十八条の許可を受けないで模写等をした者
 - 五 第十九条の許可を受けないで講堂等を使用した者
 - 六 第二十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかつた者
- (他の条例との関係)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(美術館協議会)

第三十七条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第三十八条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第三十九条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第四十条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で

定める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第三条から第十五条まで、別表第一及び別表第二の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和五十七年九月三重県教育委員会規則第十四号で、同五十七年九月二十五日から施行）

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日三重県条例第二十一号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第三十八号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十四日三重県条例第六十五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第三十七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十七日三重県条例第九十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第五十九号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県立美術館条例第九条に規定する使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第三十一号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県立美術館条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第三十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第一条、附則第三項及び附則第四項の規定 平成三十一年十月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成三十二年四月一日

（準備行為）

- 2 第二条の規定による改正後の三重県立美術館条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、前項第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の三重県立美術館条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に、第一条の規定による改正前の三重県立美術館条例第十九条に規定する使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。
- 4 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に、第一条の規定による改正前の三重県立美術館条例第二十二条の規定により同条第一項の観覧料を納付したものについては、なお従前の例による。
- 5 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に、第二条の規定による改正前の三重県立美術館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の三重県立美術館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和五年三月二十日三重県条例第四号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第二十二条関係）

区分	観覧料	
	常設展	企画展

	個人	団体（二十人以上）	
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者			展示を行うのに要する費用を勘案し、その都度知事が定める額
大学生及びこれに準ずる者	二一〇円	一六〇円	
一般	三一〇円	二四〇円	

別表第二（第二条、第二十三条関係）

施設名	使用区分	使用料			
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	
講堂	全部使用（二四〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	一〇、四五〇円	一三、七五〇円	二二、五五〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一五、六七〇円	二〇、六二〇円	三三、八二〇円

備考 施設には、付帯する設備を含むものとする。

別表第三（第二条、第十二条、第二十八条関係）

施設名	利用区分	金額			
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	
県民ギャラリー	全部利用（四三〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	九、九〇〇円	一三、二〇〇円	二二、〇〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、八五〇円	一九、八〇〇円	三三、〇〇〇円
	部分利用（二五三平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	七、一五〇円	九、三五〇円	一五、九五〇円

	観覧料又は入 場料を徴収す る場合	一〇、七二〇円	一四、〇二〇円	二三、九二〇円
部分利用（一 七七平方メ ートル）	観覧料又は入 場料を徴収し ない場合	四、九五〇円	六、六〇〇円	一一、〇〇〇円
	観覧料又は入 場料を徴収す る場合	七、四二〇円	九、九〇〇円	一六、五〇〇円

備考

- 一 施設には、付帯する設備を含むものとする。
- 二 単位となつている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 三 入場料とは、入場料以外に会費等これに類するものを含むものとする。